

〈旅客営業規則〉

別表2 大人定期運賃

営業 キロ程	通勤定期			営業 キロ程	通学定期(大学生)		
	1箇月	3箇月	6箇月		1箇月	3箇月	6箇月
1km	7,420	21,150	40,070	1km	4,270	12,170	23,060
2km	7,420	21,150	40,070	2km	4,270	12,170	23,060
3km	7,420	21,150	40,070	3km	4,270	12,170	23,060
4km	9,240	26,340	49,900	4km	5,120	14,600	27,650
5km	9,240	26,340	49,900	5km	5,540	15,790	29,920
6km	9,240	26,340	49,900	6km	5,950	16,960	32,130
7km	9,240	26,340	49,900	7km	6,350	18,100	34,290
8km	9,710	27,680	52,440	8km	6,970	19,870	37,640
9km	9,710	27,680	52,440	9km	7,380	21,040	39,860
10km	9,710	27,680	52,440	10km	7,600	21,660	41,040
11km	11,120	31,700	60,050	11km	8,680	24,740	46,880
12km	11,120	31,700	60,050	12km	8,910	25,400	48,120
13km	11,120	31,700	60,050	13km	8,910	25,400	48,120
14km	11,830	33,720	63,890	14km	10,060	28,680	54,330
15km	11,830	33,720	63,890	15km	10,060	28,680	54,330
16km	15,260	43,500	82,410	16km	11,310	32,240	61,080
17km	15,260	43,500	82,410	17km	11,480	32,720	62,000
18km	15,260	43,500	82,410	18km	11,700	33,350	63,180
19km	15,990	45,580	86,350	19km	12,050	34,350	65,070
20km	15,990	45,580	86,350	20km	12,260	34,950	66,210
21km	19,420	55,350	104,870	21km	12,400	35,340	66,960
22km	19,420	55,350	104,870	22km	12,440	35,460	67,180
23km	20,120	57,350	108,650	23km	12,570	35,830	67,880
24km	23,350	66,550	126,090	24km	12,570	35,830	67,880
25km	23,350	66,550	126,090	25km	12,750	36,340	68,850
26km	23,350	66,550	126,090	26km	12,750	36,340	68,850
27km	23,350	66,550	126,090	27km	12,940	36,880	69,880
28km	23,810	67,860	128,580	28km	13,080	37,280	70,640
29km	26,910	76,700	145,320	29km	13,080	37,280	70,640
30km	27,270	77,720	147,260	30km	13,220	37,680	71,390
31km	27,270	77,720	147,260	31km	13,630	38,850	73,610
32km	27,930	79,610	150,830	32km	13,860	39,510	74,850
33km	30,470	86,840	164,540	33km	13,900	39,620	75,060
34km	31,000	88,350	167,400	34km	14,270	40,670	77,060
35km	31,440	89,610	169,780	35km	14,340	40,870	77,440
36km	31,440	89,610	169,780	36km	14,730	41,990	79,550
37km	31,990	91,180	172,750	37km	15,200	43,320	82,080
38km	33,720	96,110	182,090	38km	15,490	44,150	83,650

〈旅客営業規則〉

別表3 印章…[省略]

別表4 危険品

品目番号	危険品の品目	適用除外の物品
1	<p>火薬類</p> <p>(1) 火薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬</p> <p>(2) 爆薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬</p> <p>(3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち持ち込むことができる。</p> <p>(1) 銃用火薬で、容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの。</p> <p>(2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した、銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。</p> <p>(3) 銃用実包又は銃用空包で、弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの。</p>
2	<p>高压ガス</p> <p>(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス(二酸化炭素)、亜酸化窒素ガス(笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス</p> <p>(2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭素、液体亜硫酸、フロン-12、フロン-22、液化シアン化水素(液体青酸)、塩化エチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p> <p>(1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。</p> <p>(2) 消火器内に封入した炭素ガスで2本以内のもの。</p> <p>(3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高压ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの。</p>
3	<p>マッチと軽火工品</p> <p>(1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ</p> <p>(2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん(発煙筒を含む。)、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬(始動栓、発火薬又は着火器ともいう。)、冷始動発熱筒、始動筒その他の軽火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 安全マッチで、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。</p> <p>(2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。</p> <p>(3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で、容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの。</p> <p>(4) 信号えん管及び信号火せん実重量が500グラム以内のもの。</p> <p>(5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。</p>
4	<p>油紙、油布類</p> <p>(1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維</p>	<p>容器・荷造との重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
5	<p>可燃性液体</p> <p>(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トルエン(トルオール)、キシレン(キシロール又はザイロール)、メタノール(メチルアルコール又は木精)、アルコール(変性アルコールを含む。)、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、蟻酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル(エチルブロマイド)、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーゼル油、松根油、テレピン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(バンカー油、ディーゼル重油)、ペンキ、その他の可燃性液体及びその製品(ペンキ等)</p> <p>(2) ニトロベンゼン(ニトロベンゾール) (3) ニトロトルエン(ニトロトルオール)</p>	<p>日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体含む製品で、(揮発油等の可燃性液体そのものは除く。)で、2リットル以内のもの又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p>

〈旅客営業規則〉

6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状又はひも状のものに限る。)、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモン又は硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体含む製品で、容器・荷造とも重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰(酸化カルシウム)、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド(炭化カルシウム)	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸(塩化スルフルを含む。)、沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの。 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。
9	酸化腐しよく剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム(塩酸バリウム)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リン、過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化バリウム、晒粉、臭素(ブrom)、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム(無水クロム酸)、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの。 (2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。
10	揮散性毒物	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの。 (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素(ラジオ・アイソトープ)	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品。	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、容器・荷造とも重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、石炭素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けないもの (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。

〈旅客営業規則〉

様式1 定期券申込書

道南いさりび鉄道 定期乗車券購入申込書

申込み日： 令和 年 月 日

◆太枠の中の空欄に記入または該当のものに○を記入願います。

申込み区分	新規 ・ 継続	定期の種類	通勤 ・ 通学
フリガナ（必須） お名前／年齢様 (才)		男 ・ 女
ご住所／連絡先	(連絡先 - -)		
勤務先・用務先 または学校名	名称： 住所：		
ご利用区間駅から.....駅まで		
利用開始日	令和 年 月 日 から		
有効期間	1ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 6ヶ月		
※通学 確認書類	<input type="checkbox"/> <新規及び乗車区間変更する方> 通学証明書 <input type="checkbox"/> <学年を進級する方> 利用中の通学定期乗車券＋学生証		

※定期乗車券の名前はカタカナ表記となりますので、必ずフリガナをご記入願います。

◆弊社利用欄 ※下記には記入しないでください。

有効期間の終了日	令和 年 月 日 まで	※受付者印	
乗車券番号	発売額	発行年月日	
証明書番号	発行箇所	発行者印	

様式2 通学証明書…[省略]

様式3 団体旅行申込書

道南いさりび鉄道株式会社
団体旅行申込書

月 / 日

記入者

下記の太枠欄に記入のうえ、お申込みください。
 (学生団体の場合は、教育長または学校長を申込者として、
 職印を押してください。)

受付箇所 [JR -
 NTT -]

ふりがな								種類	大口 小口 学生	申込年月日	令和 年 月 日
団体名								乗車券類 購入箇所			
住所氏名								電話			
あつ旋人住所氏名								電話			
乗車人員	大人	小児	教職員	付添人	あつ旋人	その他	計	記事			
月 日	列車番号 (列車名)	区 間 (発時刻) (着時刻)		利用 施設	分割可	第2希望 月 日 列車番号(列車名)		備考			
		(:) (:)									
		(:) (:)									
		(:) (:)									
		(:) (:)									
		(:) (:)									
		(:) (:)									

要求種別	1引受	取扱種別	1指定小口	団体種別	1普通
	2座番表		2グループ		2学生
	3席付引受		3その他		3その他
			4大口		
扱番号	一人当たり			計	
行程数	予定収入	運賃	円	千円	
		料金	円	千円	
		計	円	千円	
受付	団 第 号				

(提出用)

- 様式4 地模様…[省略]
- 様式5 常備片道乗車券…[省略]
- 様式6 常備往復乗車券…[省略]
- 様式7 通勤定期乗車券…[省略]
- 様式8 通学定期乗車券…[省略]
- 様式9 普通回数乗車券…[省略]
- 様式10 団体乗車券…[省略]